

運動部活動外部指導者導入促進に向けての施策
—全国共通の学校運動部活動外部指導者バンクの構築・運用によって—

早稲田大学 武藤泰明研究室 C

○丸山 眞輝 小松 頌昌 酒井 翼

佐藤 大 李 松河

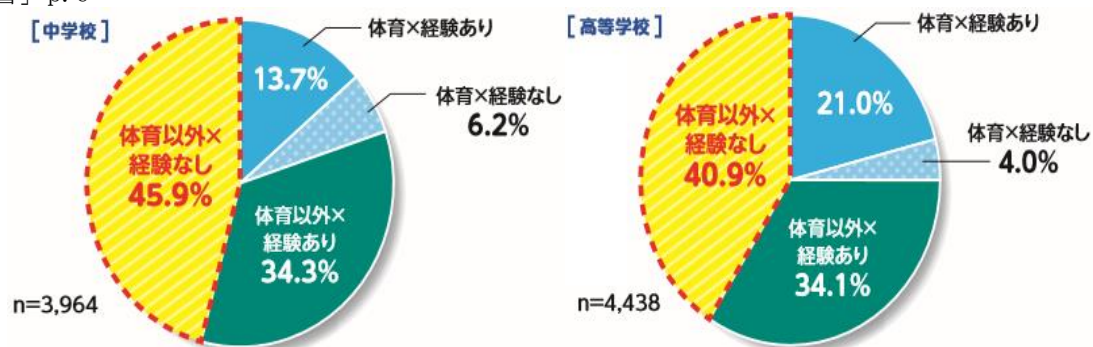
1. 提案の背景

(1)部活動の現状

ア. 図 1 より中学校・高等学校ともに「体育教員ではなく部活動の競技経験がない指導者」が40%以上を占め、最も大きな群である。体育教員でなく、競技経験もない群の教員は教示や指導が十分に行えないと推察される。また、生徒は十分な指導を受けられず、教育的な価値が享受されない可能性がある。

図 1 担当教科と現在担当している競技の過去経験の有無

(出典:公益財団法人日本体育協会(2014)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」p. 6



イ. 表 1 からどの群の指導者においても「校務が忙しくて思うように指導できない」「自分自身の専門的指導力の不足」が指導上で最大の問題・課題であると感じていると読みとれる。上記 2 項目で全体の 60%近くを占めており、部活動指導における教員の問題として①教員の多忙化②専門的指導力の欠如の 2 点が挙げられる。

【中学校】

	全体 (n=3,833)	体育×経験あり (n=520)	体育×経験なし (n=237)	体育以外×経験あり (n=1,302)	体育以外×経験なし (n=1,728)
第1位	校務が忙しくて思うように指導できない(32.3%)	校務が忙しくて思うように指導できない(36.7%)	校務が忙しくて思うように指導できない(29.1%)	校務が忙しくて思うように指導できない(40.2%)	自分自身の専門的指導力の不足(39.5%)
第2位	自分自身の専門的指導力の不足(26.7%)	施設・設備等の不足(18.5%)	自分自身の専門的指導力の不足(27.8%)	自分自身の専門的指導力の不足(16.3%)	校務が忙しくて思うように指導できない(25.6%)
第3位	自分の研究や自由な時間の妨げになっている(13.6%)	部員数が少ない(17.5%)	部員数が少ない(13.5%)	自分の研究や自由な時間の妨げになっている(14.8%)	自分の研究や自由な時間の妨げになっている(14.9%)

【高等学校】

	全体 (n=4,229)	体育×経験あり (n=879)	体育×経験なし (n=164)	体育以外×経験あり (n=1,440)	体育以外×経験なし (n=1,699)
第1位	校務が忙しくて思うように指導できない(28.8%)	部員数が少ない(28.8%)	自分自身の専門的指導力の不足(27.4%)	校務が忙しくて思うように指導できない(37.1%)	自分自身の専門的指導力の不足(38.3%)
第2位	自分自身の専門的指導力の不足(24.3%)	校務が忙しくて思うように指導できない(23.9%)	校務が忙しくて思うように指導できない(21.3%)	部員数が少ない(17.6%)	校務が忙しくて思うように指導できない(24.8%)
第3位	部員数が少ない(16.4%)	施設・設備等の不足(21.4%)	施設・設備等の不足(18.9%)	自分自身の専門的指導力の不足(16.5%)	自分の研究や自由な時間の妨げになっている(10.9%)

表 1 各群で最も問題・課題だと感じられている項目の比較

(出典:前掲書、p. 7)

(2)外部指導者の現状

中学校の外部指導者に注目すると、平成 27 年度の全国の中学校の外部指導者の数は 29626 人(中体連 HP より)である。その中で都道府県別総外部指導者は東京都 1,879 人、北海道 1,652 人と多くの外部指導者が活躍している。しかし、鳥取県 90 人、和歌山県 54 人と都道府県による差が大きい。

また、各都道府県 1 校当たりの外部指導者数は山形県が 11.5 人/校と最も多い。この背景としてスキーなどの地域特色のスポーツの存在がある。一方、和歌山県は 0.3 人/校とかなり低い数値である。このように各都道府県 1 校当たりの外部指導者数の差についても山形県と和歌山県との間に 11.2 人と都道府県によって非常に大きな差が存在する。この差は、都道府県間の部活動への関心の差や、外部指導者受け入れ体制の違いなどが影響していると考えられる。

以上、(1)~(2)から、中学校・高等学校における部活動への外部指導者の導入を促進する施策を提案する。

2. 施策内容及び実施のスケジュール

(1)スポーツ庁が主体となった学校運動部活動外部指導者バンクの構築

現在、一部の市町村、都道府県、財団法人等が人材バンク事業^{注1}をそれぞれ独立して行っている。その事業を文部科学省の外局として 2015 年に新設されたスポーツ庁を拠点として、日本全国で一貫した学校運動部活動外部指導者バンクを構築する。このことで各都道府県間の人材の供給・受け入れ体制の格差を是正されることが期待できる。なお、Web

もしくは書類での申請受け入れ体制の整備及び学校運動部活動外部指導者バンクの知名度・利便性向上のために、民間企業のノウハウを活用する。

(2)スポーツ指導者のための共通の資格制度の導入

日本体育協会や各スポーツ競技団体などで得られる資格とは別に、スポーツ指導者に対し全国で統一された資格制度を導入する。専門的な指導法とは異なり、基本的なリスクマネジメント^{注2}を学ぶことで、スポーツ指導者として最低限必要な知識の習得を目的とする。非受講の場合は部活動の指導にあたれないような制度を構築する。

(3)各都道府県との連携

スポーツ庁は各都道府県と連携し、学校運動部活動外部指導者バンク事業を推進する。各都道府県はスポーツ振興を行う部署で、都道府県ごとに学校運動部活動外部指導者バンクに登録するスポーツ指導者の募集をする。必要な人材を即座に提供できるように、また隣接県での人材の行き来を柔軟に行うため、クラウド上での一括管理を進める。

募集するスポーツ指導者の類型などの例は次の通りである。

ア．トップアスリートの登用

トップアスリートのセカンドキャリア支援と、スポーツ指導者の需要をマッチング

イ．高等・中等教育機関との連携

大学と連携し、主に教職課程を履修する大学生を指導者として活用する

中学・高等学校は長期インターンシップとして大学生を受け入れる

ウ．外国人労働者の活用

毎年増加を続ける外国人労働者の就業の場を創造できる

エ．地域のスポーツ指導者資格の所有者

日体協等が認定しているスポーツ指導者資格を保有している地域住民を有効活用

(4)民間企業との連携

学校運動部活動外部指導者バンクの知名度及び利便性向上のために、民間企業のノウハウを活用する。

(5)スポーツ指導者の派遣、活動後の業務改善

これまで行動主体が多数あり、それぞれが独立していたため問題点や改善点の共有が十分ではなかった。そこで行動の主体をスポーツ庁として行うことで、各地域の情報共有を容易にし、サービスの改善・向上に向けたデータの収集・蓄積及びソリューションの考案を活発にする。

3. 部活動への外部指導者の導入で期待される効果

- (1) 専門的指導力の向上
- (2) 教員の精神的・肉体的疲労の軽減
- (3) 学校間の指導力格差の是正
- (4) トップアスリートのセカンドキャリア問題の改善
- (5) 増加する外国人労働者の労働環境の提供

4. サービス運営の資金支出根拠

- (1) 税金
- (2) toto 助成金
- (3) パートナー企業の獲得

注 1) スポーツ指導者を登録し、派遣の要請があった団体に派遣する事業のこと。

注 2) 選手の体調管理、怪我防止に関するものなど。

参考文献表

大勝 志津穂(2011)「部活動における地域の人材活用方法—名古屋市の部活動外部指導者の取り組みについて—」東邦学誌第 40 巻第 1 号

公益財団法人日本体育協会 指導者育成専門委員会(2014)「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」

公益財団法人日本中学校体育連盟 HP(2015)「外部指導者・依頼監督について」

公益財団法人福岡市スポーツ協会 HP<http://www.sports-fukuokacity.or.jp/index.html>
(2015,10/22 閲覧)

厚生労働省 HP「外国人雇用状況の届出状」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokuji-n-koyou/06.html(2015,10/22 閲覧)

Think-ing(2013)「外部人材募集窓口のワンストップ化—外部人材募集窓口のワンストップ化—」彩の国さいたま人づくり広域連合